

【令和8年上半期(神戸税関)】

知的財産侵害物品の差止めが2年連続で大幅に増加

～輸入差止件数が既に前年1年分の1.5倍超え～

神戸税関は、令和8年上半期（1月～6月）の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

全体：輸入差止件数が既に前年1年分の1.5倍超え（前年同期比約3.4倍）

- 令和8年上半期の輸入差止件数は226件（前年同期比337.3%）で、2年連続で大幅に増加し、既に前年1年分の輸入差止件数（145件）を超えました。
- 輸入差止点数は21,512点（前年同期比55.5%）で、2年連続で2万点を超えました。

仕出国（地域）別：輸入差止件数・点数ともに中国が最多

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数は、中国が全体の9割以上を占め最多となりました。
- 輸入差止点数についても、中国が全体の9割以上を占めています。

品目別：健康や安全を脅かす危険性のある物品を差止め

- 使用することにより、健康や安全を脅かす危険性のある、浄水器カートリッジなどの家庭用雑貨、香水などの化粧品、自動車付属品などの輸入差止めがありました。

（注）「差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた申告の数です。

「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

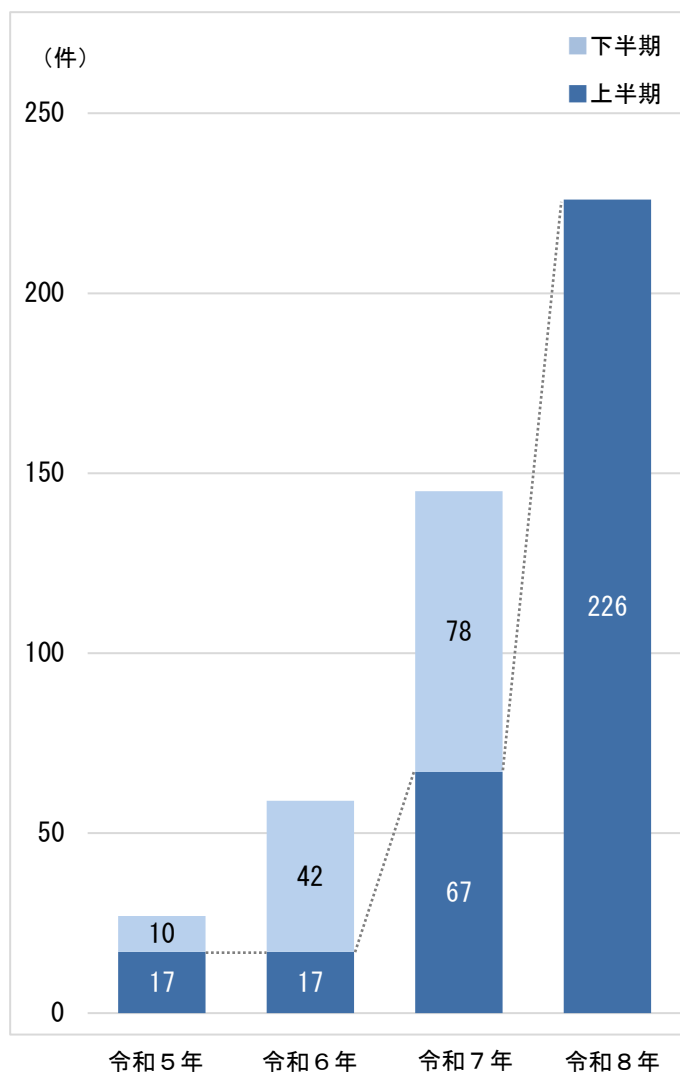
例えば、1件の輸入申告に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

1. 令和8年上半期の神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況

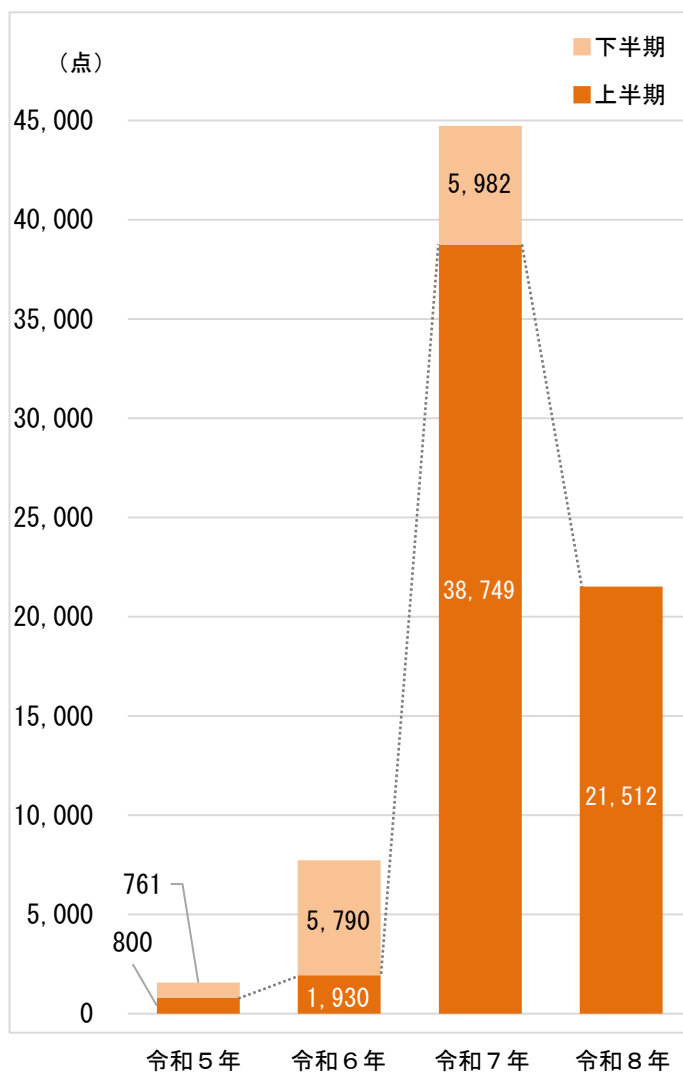
- ◆ 輸入差止件数は、226件（前年同期67件）で、前年同期比約3.4倍に増加しました。
- ◆ 輸入差止点数は、21,512点（前年同期38,749点）で、前年同期比55.5%でした。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

（差止件数）



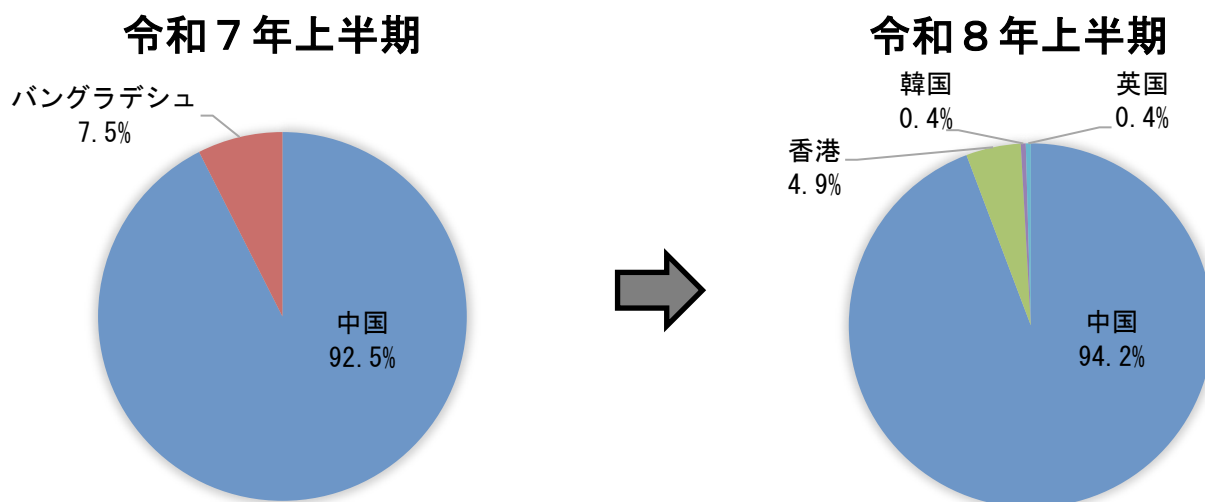
（差止点数）



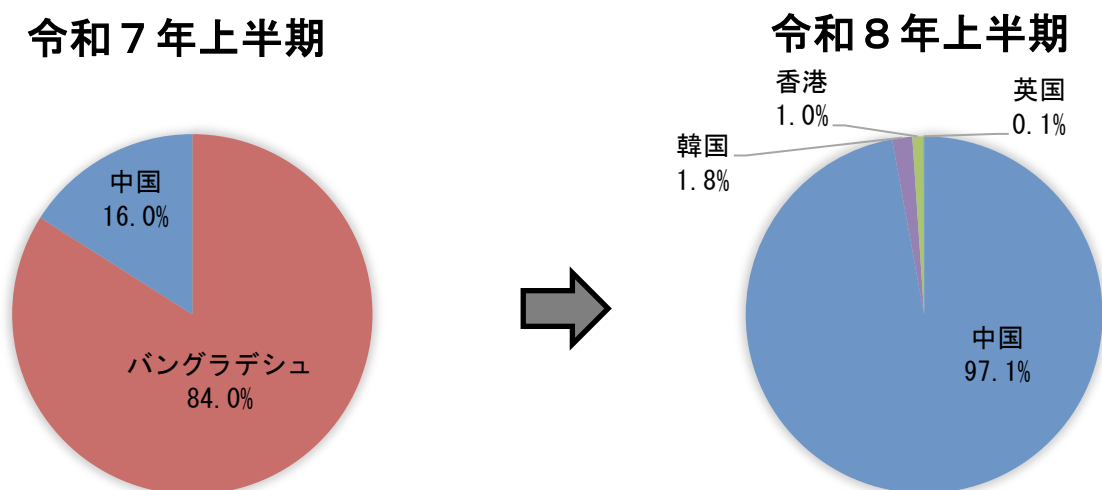
○仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが213件（構成比94.2%、前年同期比343.5%）、次いで香港が11件（同4.9%、全増）、韓国及び英国が1件（同0.4%、全増）でした。
- ◆輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが20,892点（構成比97.1%、前年同期比337.2%）、次いで韓国が391点（同1.8%、全増）、香港が209点（同1.0%、全増）、英国が20点（同0.1%、全増）でした。

仕出国（地域）別 輸入差止実績構成比の推移（差止件数）



仕出国（地域）別 輸入差止実績構成比の推移（差止点数）

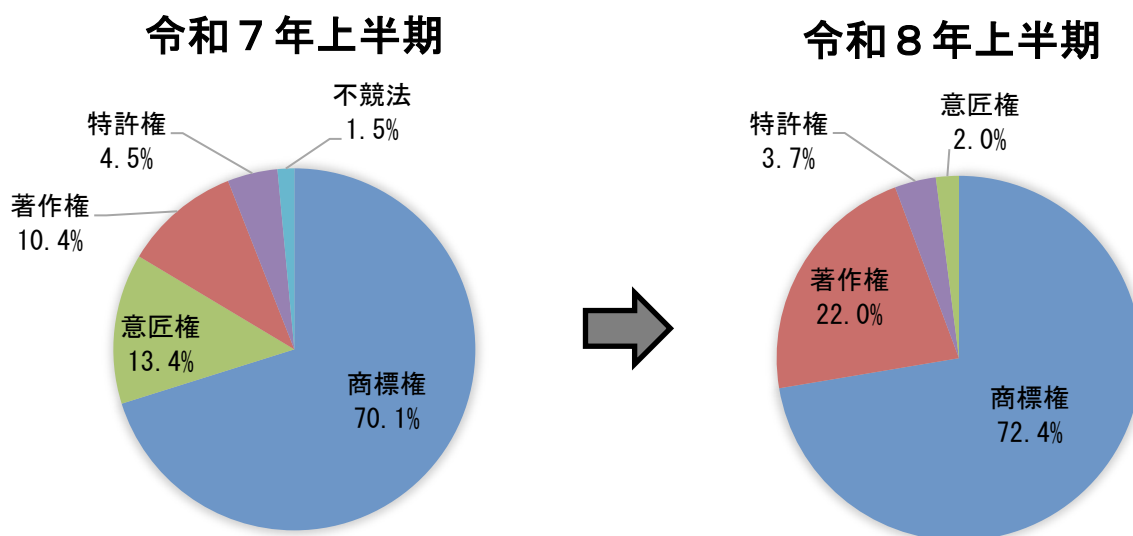


（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

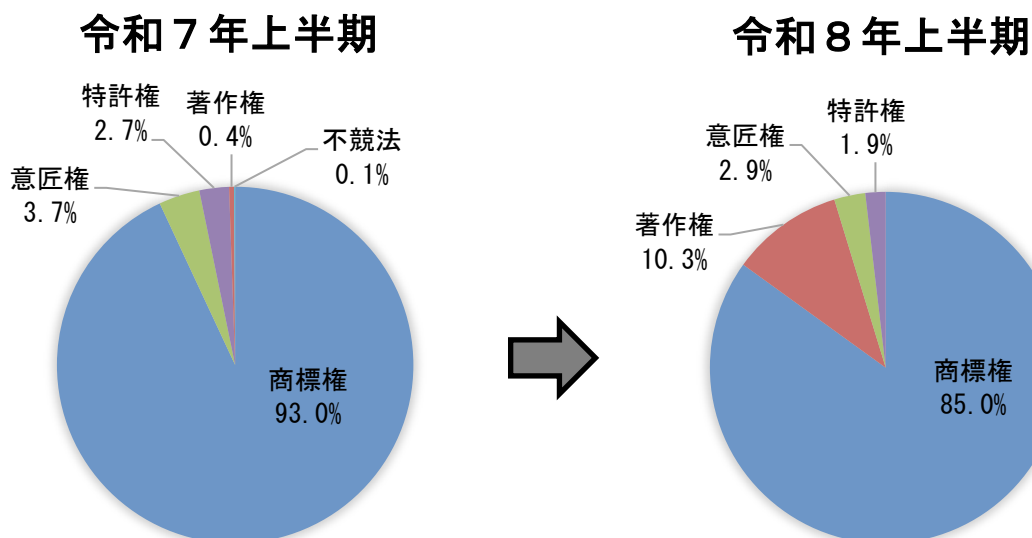
○知的財産別輸入差止実績

- ◆輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 178 件（構成比 72.4%、前年同期比 378.7%）と最も多く、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が 54 件（同 22.0%、同 771.4%）でした。
- ◆輸入差止点数は、商標権侵害物品が 18,277 点（構成比 85.0%、前年同期比 50.7%）で最も多く、次いで著作権侵害物品が 2,219 点（同 10.3%、同 13 倍）でした。

知的財産別 輸入差止実績構成比の推移（差止件数）



知的財産別 輸入差止実績構成比の推移（差止点数）



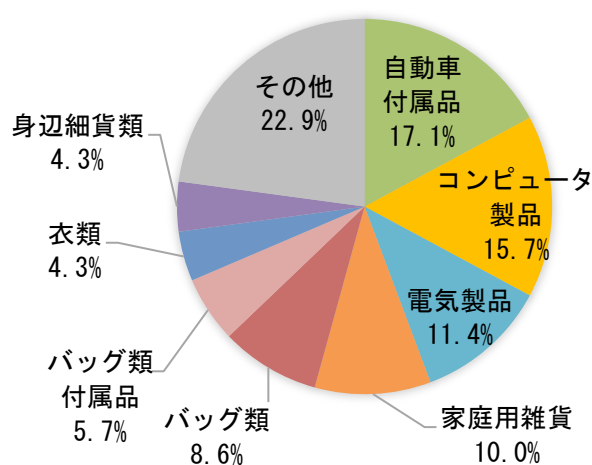
（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

○品目別輸入差止実績

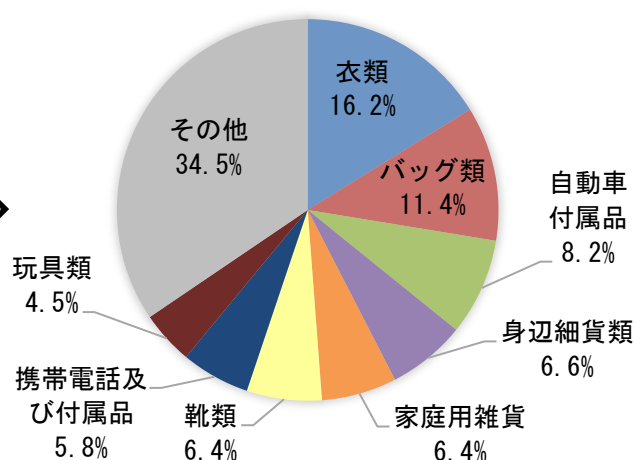
- ◆輸入差止件数は、衣類が 61 件（構成比 16.2%、前年同期比 20.3 倍）と最も多く、次いでバッグ類が 43 件（同 11.4%、同 716.7%）、自動車付属品が 31 件（同 8.2%、同 258.3%）でした。
- ◆輸入差止点数は、家庭用雑貨が 5,188 点（構成比 24.1%、前年同期比 112.8 倍）と最も多く、次いでバッグ類付属品が 1,250 点（同 5.8%、同 7.2%）、コンピュータ製品が 619 点（同 2.9%、同 24.0%）でした。

品目別 輸入差止実績構成比の推移（差止件数）

令和 7 年上半期

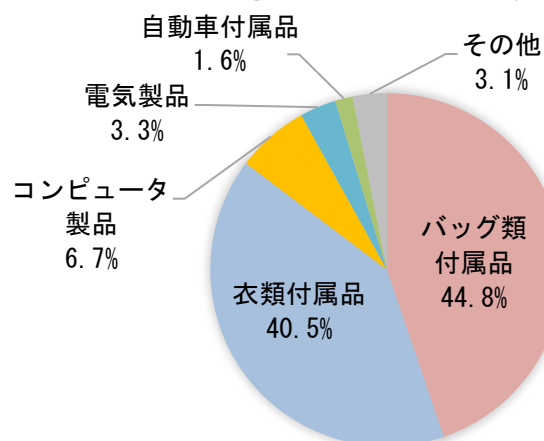


令和 8 年上半期

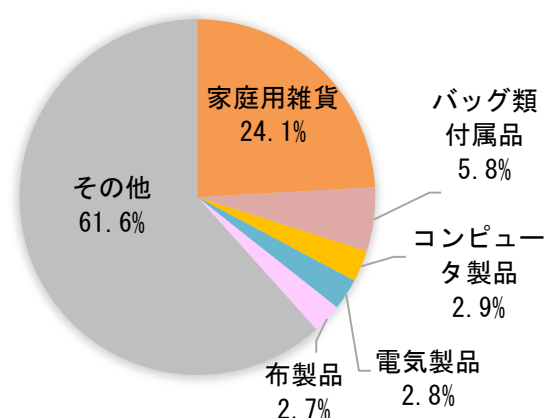


品目別 輸入差止実績構成比の推移（差止点数）

令和 7 年上半期



令和 8 年上半期



（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

2. 神戸税関における差止品目例

○健康・安全を脅かす危険性のある物品の一例

低周波治療器用交換パッド（商標権）	携帯用電気ドライバー（意匠権）
	

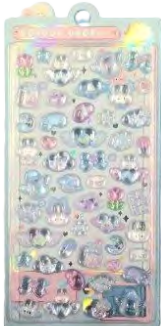
○差止めの多い品目の一例

衣服（著作権）	バイク用キャブレター（商標権）
	

○差止めが増加した品目の一例

椅子（商標権）	ペット用ベッド（商標権）
	

○最近の差止申立てによる差止物品の一例

シール（商標権）	ゲームコントローラ用アタッチメント（特許権）
	

3. 資料

○仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	22	55	139	62	213	343.5%	94.2%
香港	0	1	0	0	11	全増	4.9%
韓国	0	0	0	0	1	全増	0.4%
英国	1	0	0	0	1	全増	0.4%
バングラデシュ	0	0	5	5	0	全減	-
ミャンマー	0	0	1	0	0	-	-
カナダ	0	2	0	0	0	-	-
台湾	0	1	0	0	0	-	-
タイ	2	0	0	0	0	-	-
ベトナム	1	0	0	0	0	-	-
米国	1	0	0	0	0	-	-
合計	27	59	145	67	226	337.3%	100%

（注1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○仕出国（地域）別輸入差止実績（点数）

	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	1,529	7,612	12,125	6,196	20,892	337.2%	97.1%
韓国	0	0	0	0	391	全増	1.8%
香港	0	90	0	0	209	全増	1.0%
英国	1	0	0	0	20	全増	0.1%
バングラデシュ	0	0	32,553	32,553	0	全減	-
ミャンマー	0	0	53	0	0	-	-
カナダ	0	16	0	0	0	-	-
台湾	0	2	0	0	0	-	-
タイ	19	0	0	0	0	-	-
米国	9	0	0	0	0	-	-
ベトナム	3	0	0	0	0	-	-
合計	1,561	7,720	44,731	38,749	21,512	55.5%	100%

（注1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	3	3	5	3	9	300.0%	3.7%
	79	230	1,543	1,040	400	38.5%	1.9%
実用新案権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
意匠権	7	10	12	9	5	55.6%	2.0%
	934	1,879	2,849	1,443	616	42.7%	2.9%
商標権	17	40	102	47	178	378.7%	72.4%
	532	5,155	39,377	36,055	18,277	50.7%	85.0%
著作権	2	8	30	7	54	771.4%	22.0%
	16	456	922	171	2,219	13倍	10.3%
著作隣接権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
回路配置利用権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
育成者権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
不正競争防止法違反 物品	0	0	1	1	0	全減	-
	0	0	40	40	0	全減	-
合計	27	59	145	67	226	337.3%	100%
	1,561	7,720	44,731	38,749	21,512	55.5%	100%

（注1）1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。したがって、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は知的財産ごとの数の合計（のべ数）をもとに算出しています。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○品目別輸入差止実績（件数）

	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
衣類	2	5	21	3	61	20.3倍	16.2%
バッグ類	2	3	15	6	43	716.7%	11.4%
自動車付属品	6	11	19	12	31	258.3%	8.2%
身辺細貨類	0	3	6	3	25	833.3%	6.6%
家庭用雑貨	0	0	10	7	24	342.9%	6.4%
靴類	2	0	0	0	24	全増	6.4%
携帯電話及び付属品	0	1	8	3	22	733.3%	5.8%
玩具類	0	1	5	0	17	全増	4.5%
キーホルダー類	2	0	2	2	13	650.0%	3.4%
眼鏡類及び付属品	0	0	0	0	11	全増	2.9%
衣類付属品	0	3	3	2	10	500.0%	2.7%
帽子類	0	0	2	0	10	全増	2.7%
布製品	0	1	3	2	9	450.0%	2.4%
家具類	0	1	4	0	6	全増	1.6%
時計類	0	0	1	0	5	全増	1.3%
コンピュータ製品	4	11	17	11	4	36.4%	1.1%
文具類	0	0	5	2	4	200.0%	1.1%
電気製品	6	7	11	8	3	37.5%	0.8%
バッグ類付属品	0	0	4	4	3	75.0%	0.8%
ベルト類	0	0	1	0	3	全増	0.8%
化粧品	0	0	0	0	2	全増	0.5%
紙製品	0	0	0	0	2	全増	0.5%
運動用具	0	1	0	0	1	全増	0.3%
アウトドア用品	1	2	2	1	0	全減	-
その他の品目	2	11	21	4	44	11倍	11.7%
合計	27	59	145	67	226	337.3%	100.0%

（注1）1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○品目別輸入差止実績（点数）

	令和５年	令和６年	令和７年	令和７年 上半期	令和８年 上半期	前年 同期比	構成比
家庭用雑貨	0	0	49	46	5,188	112.8倍	24.1%
バッグ類付属品	0	0	17,351	17,351	1,250	7.2%	5.8%
コンピュータ製品	354	3,352	2,727	2,578	619	24.0%	2.9%
電気製品	720	2,170	1,303	1,289	612	47.5%	2.8%
布製品	0	2	4	3	581	193.7倍	2.7%
身辺細貨類	0	18	36	5	538	107.6倍	2.5%
衣類	18	233	149	73	514	704.1%	2.4%
バッグ類	116	165	2,196	13	486	37.4倍	2.3%
玩具類	0	10	33	0	394	全増	1.8%
自動車付属品	37	480	652	628	200	31.8%	0.9%
キーホルダー類	220	0	150	150	157	104.7%	0.7%
家具類	0	2	20	0	86	全増	0.4%
衣類付属品	0	36	15,699	15,698	83	0.5%	0.4%
携帯電話及び付属品	0	1	12	3	59	19.7倍	0.3%
靴類	34	0	0	0	46	全増	0.2%
眼鏡類及び付属品	0	0	0	0	26	全増	0.1%
帽子類	0	0	2	0	23	全増	0.1%
紙製品	0	0	0	0	22	全増	0.1%
ベルト類	0	0	1	0	8	全増	0.0%
時計類	0	0	1	0	5	全増	0.0%
化粧品	0	0	0	0	5	全増	0.0%
文具類	0	0	11	7	4	57.1%	0.0%
運動用具	0	50	0	0	1	全増	0.0%
アウトドア用品	44	180	750	300	0	全減	-
その他の品目	18	1,021	3,585	605	10,605	17.5倍	49.3%
合計	1,561	7,720	44,731	38,749	21,512	55.5%	100.0%

（注）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

神戸税関からのメッセージ

そのニセモノ、安全もニセモノかも

～その「安い」には、健康被害や事故のリスクが隠れています～

越境電子商取引が拡大する中、通販サイトなどで個人が容易に海外から商品を購入することができるようになりましたが、どのような品質のものなのかは届くまでわかりません。そこに知的財産侵害物品が紛れている可能性もあります。

知的財産侵害物品は、ホンモノを製造・販売している企業の利益を害するなど、経済へ悪影響を及ぼすだけでなく、知的財産侵害物品の販売によって得られた利益は、犯罪組織の資金源となっているといわれています。中には、安全性が確保されておらず、医薬品や化粧品、バッテリーや子供のおもちゃなど、使用することにより健康や安全を脅かす危険性のあるものも多くあります。

また、個人で使用する場合であっても、海外の事業者から送付される模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は輸入できません。

正規販売店で購入する、極端に値段が安い商品には注意する、通販サイトや出品者の情報をよく確認するなど、ニセモノ被害に遭わないよう注意が必要です。

税関では、皆様の安全・安心の確保及び経済の発展のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

税関知的財産啓発ポスター

模倣品の水際取締り強化!

その二セモノ、 安全も二セモノかも

その「安い」には、健康被害や事故のリスクが隠れています。

海外の事業者から送付される模倣品（商標権又は意匠権を侵害する物品）は、
個人で使用するものであっても輸入できません。知的財産侵害物品の輸入は、
10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に問われる場合があります。



取り締まるぜ! 知的財産侵害物品の輸入
守れ! 知財のオンリー「わんっ!」

特設サイト

YouTube

FAKE ZERO PROJECT

© 2019 JAPAN'S JAPAN FAIRPLAY. 02-10-000000

【参考】知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。違反した場合には関税法等にて処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

○ 各権利等で保護されているものは、例えば以下のものです。

特 許 権： 特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権： 実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等のある「形あるアイデア」

意 匠 権： 意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商 標 権： 商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマーク」や「ブランド名」

著 作 権： 創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」

著作隣接権： レコード会社により制作された「音楽CD（日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り）」

回路配置利用権： 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」

育 成 者 権： 種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法： 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
他人の商品の形態を模倣するもの 等

【お問い合わせ先】

神戸税関 総務部税関広報広聴室 078-333-3028

